

# 農業委員会だより



第 38 号

平成 26 年 6 月 1 日

田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

<http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/>

番号	手続き	連絡先	電話番号
1	後継者または第三者へ農地の権利移動（農地法などの許可により、譲渡または、使用貸借、賃貸借して経営移譲する。）	農業委員会事務局	23局 3519
2	経営所得安定対策事業の申請名義	農政課	23局 3517
3	農業共済に係る共済関係の名義	愛知県農業共済組合	24局 1789
4	農業所得に係る納税申告の名義（第三者移譲は不要）	豊橋税務署	(0532) 52局 6201
5	土地改良区の組合員名義（第三者移譲は不要）	田原市土地改良区	22局 1589
6	農業協同組合の組合員名義（第三者移譲は不要）	愛知みなみ農業協同組合	34局 0373

## 経営移譲について

経営移譲とは、経営主が高齢となってきたため、後継者が代わりに経営主となることです。

農業者年金（経営移譲年金・特例付加年金）の請求をするための経営移譲を例にすると、左表の手続きが必要で

す。経営移譲には、他にも手続きがあります。詳しくは、お問い合わせください。

## 農業者年金「現況届」

提出をお忘れなく

受付期間は6月30日(月)まで

現況届は、農業者年金を受給するために必要な毎年の手続きです。農業者年金基金から年金受給者あてに送付された現況届に、必要事項を記入して提出してください。（ただし、平成25年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者については、今回の現況届は必要ありません。）

## 提出先

農業委員会事務局（市役所内）

赤羽根市民センター

渥美支所市民生活課

## 現況届を提出しない場合

提出されるまでの間、農業者年金の支給が一時停止されますのでご注意ください。

## 受給者が亡くなった場合

死亡届の提出が必要です。死亡届を提出していないご遺族の方は、農業委員会事務局まで至急ご連絡ください。

## 7月は「耕起月間」です

耕作放棄地の解消・予防にご協力をお願いします

農地は、一度遊休地になってしまうと、再び利用するために相当な労力や経費を必要とします。また、病害虫が発生したり、環境へも悪影響を及ぼしたりして、周囲に迷惑をかけることとなります。

農業委員会では、田植之前的の4月、病害虫発生前の7月、雑草の種が飛散する10月を「耕起月間」と定め、啓発活動を行っています。自分の農地は自分で責任を持って、適正な管理をしましょう。